

子供及び高齢者の安全対策実施事項

| | 対 策 項 目 | 実 施 細 目 |
|-----------------------|---|--|
| 一 生 活 環 境 | (1) 既存の団体及び組織を利用して、日常生活特に家庭における安全を図る運動を展開する。 | ア 官民一体となった地域ぐるみの安全点検及びキャンペーン活動の実施 イ 子供特に幼児に対する安全のしつけの徹底 ウ 子供特に乳幼児の家庭内における事故等について、保護者等への予防・安全意識の啓発 エ 子供の危険な遊びに対する「ひと声」運動の推進 オ 家庭における応急手当に関する知識の普及と正しい救急自動車の利用についての啓発 |
| | (2) 建築（設）資材置場、工事現場、河川、池、下水渠、用水堀、古井戸等について、安全面からの点検を行うとともに防止さく、立札等の設置を促進する。 | ア 関係行政機関及び関係団体の監視体制の強化 イ 地域ぐるみの安全点検の実施及び危険個所についての管理者に対する改善措置の要請 |
| | (3) 遊具の安全確保を推進する。 | 各施設管理者に対し、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の周知徹底 |
| | (4) 基幹公園等の遊び場の整備と校庭開放の推進を図る。 | 基幹公園等の整備の推進及び市街地における空き地の遊び場としての開放の推進 |
| | (5) 遊泳場、プール、遊び場等における監視体制の強化を図るよう指導する。 | ア 関係機関及び地域団体等による自主監視救助体制の確立 イ 各施設管理者に対し、「プールの安全標準指針」の周知徹底 |
| 二 交 通 安 全 | (1) 道路交通環境の整備を図る。 | ア 通学路等における交通安全施設等の点検整備の推進 イ 生活道路等における安全な交通環境づくりの推進 ウ 歩行者及び自転車利用者の安全通行のための施策の推進 |
| | (2) 地域・家庭ぐるみの交通安全教育の充実を図る。 | ア 「交通安全教育指針」に基づく交通安全教育の推進 イ 幼児交通安全クラブ、交通少年団及び交通安全母親組織における活動の充実強化 ウ 幼稚園、保育所、学校等における交通安全指導の充実 エ 家庭における交通安全意識の高揚のための巡回指導等の徹底 オ 歩行者、自転車利用者に対する交通安全教育の充実 カ 高齢運転者に対する安全運転に必要な知識・技能を習得させるための交通安全教育の充実 キ シートベルト及びチャイルドシートの必要性と正しい着用方法の指導強化 |
| | (3) 街頭における保護、誘導活動の強化を図る。 | 交通事故多発場所、時間等を中心とした保護、誘導活動の強化 |

子供及び高齢者の安全対策実施事項

| | | |
|-----------------------|---|--|
| 三 学 校 安 全 | (1) 交通事故防止、防災、水難事故防止、防犯等に対する安全教育の徹底を図る。 | ア 学級活動（ホームルーム活動）における安全指導の充実 イ 学校行事における交通安全指導及び避難訓練等の強化 ウ 水泳指導における安全のための管理及び指導の徹底 |
| | (2) 学校の施設及び設備の安全点検整備の徹底を図る。 | ア 校庭、運動場等の危険物の除去及び遊具施設の整備 イ 理科室、家庭科室等特別教室の薬品、電源、ガス等の安全管理の強化 ウ 階段、昇降口、屋上等の危険個所の安全点検及び整備 エ 避難経路や防災に関する施設・設備の安全点検及び整備 |
| | (3) 家庭・地域の安全関係機関、団体等との連携の強化による事件・事故防止対策を推進する。 | ア 通学路の安全点検及び安全確保 イ 子供の遊び場や水泳場の安全確保 |
| 四 防 火 対 策 | (1) 高齢者を火災から守るため、防火対策の指導の強化を図る。 | 一人暮らしや寝たきりの高齢者に対する防火対策の指導の強化 (ア) 住宅用火災警報器、住宅用消火器及び住宅用スプリンクラー設備等の住宅用防災機器等の普及推進 (イ) 確実な避難手段の確保 (ウ) 寝たばこの防止と就寝前の安全の確認 (エ) 防炎物品及び防炎製品の普及推進 |
| | (2) 子供に対する防火教育（保護者を含む。）の指導を推進する。 | ア 年齢に応じた防火教育の徹底 (ア) 火遊びの危険性の周知徹底 (イ) 幼年及び少年消防クラブの育成強化 イ 確実な避難方法の指導 ウ 子供だけの留守番時における火災予防の指導の強化 エ 暮らしの中における防火の習慣の定着化の推進 |